

2025年度

中小企業 金融のしおり

 長野商工会議所 中小企業支援センター

目 次

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経資金）	1 ～ 2
小規模事業者経営改善資金（マル経資金）借入推薦依頼書記入例	3
県・市の中小企業融資制度	4 ～ 9
県・市制度資金融資あつ旋申込書記入例	10～11
県・市制度資金融資あつ旋申込提出書類一覧表	12
政府系金融機関融資制度	13

☆必ずお読みください。

借入れに際して

1、経営者の心構え

- 経営者は常に事業の実態を把握しておく
- 各種帳簿を整理しておき、自分の経営する事業の財務内容を具体的に説明できるように整理しておく
- 平素から金融機関と密接なつながりをもち、信用を高めておく
- 無理のない借入計画をたてること
- 必要以上の借入れは、ますます経営を圧迫する
- 借入金は期日には返済すること

2、相談時に持参いただく物（創業予定者は除く）

- ① 前々期の決算書・確定申告書を各1部
- ② 前期の決算書・確定申告書を各1部
- ③ 試算表を1部（決算後6ヵ月を経過している場合）
- ④ 既借入金の明細
- ⑤ 見積書を1部（設備資金の場合）
- ⑥ カタログまたは平面図を1部（ ” ）

🕒 相談時間は8時30分～17時30分となります。但し、12時～13時の間は除きます。

小規模事業者経営改善資金融資制度

融 資 対 象

小規模企業者

商業・サービス業・・・常時使用する従業員5人以下の個人・法人
(宿泊、娯楽業を除く)

製造業・その他・・・常時使用する従業員20人以下の個人・法人
※但し、個人事業の場合は事業主及び家族従業員・法人の場合はその役員を除く

申 込 要 件

- ① 6ヵ月以前から商工会議所の経営指導を受けていること
- ② 最近1年以上、商工会議所の地区内で事業を営んでいること
- ③ 所得税(法人税)・事業税及び市県民税等を完納していること
- ④ 日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

マル経資金

商工会議所の推薦に基づいて、日本政策金融公庫から無担保・無保証人で受けられる融資制度です。

令和7年5月1日現在

資金用途	貸付金額	貸付利率	貸付期間	担保・保証人
設備資金	2,000万円以内	年 1.70 %	10年以内 (据置期間2年以内)	不要
----- 運転資金	※1,500万円を超える申込みは事前相談が必要となりますので、経営指導員にご相談ください。	貸付利率は変わることがあります。但し、貸付後は固定金利となります。		

※ 運転資金も10年以内に拡充されました。

マル経申込時に必要なもの

- ① 借入申込書(借入推薦依頼書)
- ② 申込者の営業実在確認書類
- ③ 所得税(法人税)・事業税及び市県民税の完納を証明するもの
- ④ 最近2期間の決算書(写)、確定申告書(写)を各一部
但し、決算後6ヵ月以上経過の場合は試算表も必要
※法人の場合は、直近の法人税申告書の別表二「同族会社の判定に関する明細書」(写)一部
- ⑤ 許認可の写(食品営業許可や建設業の許可等の許可、認可、届出等)
- ⑥ 会社の登記簿謄本(法人の場合)
- ⑦ 設備資金で100万円を超える場合は見積書とカタログ・平面図等を各一部
- ⑧ 不動産を所有している場合は、証明となる登記簿謄本(写)、権利証(写)など一部
- ⑨ はじめて電子契約サービスを利用される場合は、日本公庫電子契約サービス(国民生活事業)利用申込書一部(送金先口座の預金通帳の写しを提出いただく場合があります。)

【貸上げ貸付利率特例制度】（令和 6 年 2 月創設）

- 貸付対象者：雇用者給与等支給額（※1）の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方（※2）
- 貸付利率：貸付日から2年間、適用利率－0.5%

- 注1 雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイト及び日雇い労働者も含めますが、法人の役員及び個人事業主の家族従業員は含めません。
- 注2 最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。



日本公庫電子契約サービス (国民生活事業)のご案内

デジタル社会の形成に向け
日本公庫もDXを推進しています!

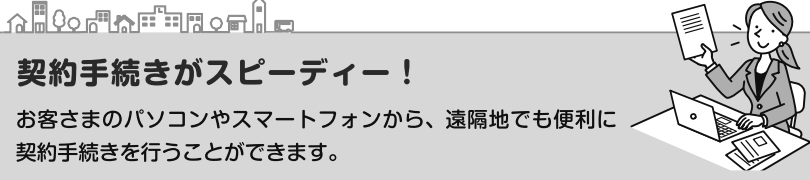


日本公庫電子契約サービス（国民生活事業）は、
書面で取り交わしていた融資契約手続きについて、
Web 上で行うことができるサービスです。

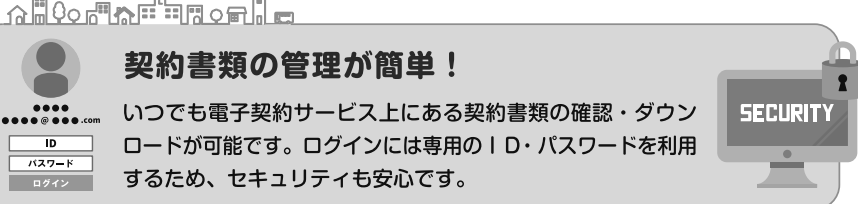
／ 電子契約サービスの 特徴 ／



契約書類への記入・押印レス！
電子署名により契約手続きを行うため、契約書類への記入・押印
や収入印紙の貼付は不要です。



契約手続きがスピーディー！
お客様のパソコンやスマートフォンから、遠隔地でも便利に
契約手続きを行うことができます。



契約書類の管理が簡単！
いつでも電子契約サービス上にある契約書類の確認・ダウン
ロードが可能です。ログインには専用のID・パスワードを利用
するため、セキュリティも安心です。



日本政策金融公庫
国民生活事業

詳しくは、公庫ホームページにてご案内しています。
<https://www.jfc.go.jp/n/service/econtract/kn/index.html>



小規模事業者経営改善資金 借入推薦依頼書

2枚目の「小規模事業者経営改善資金借入申込書」の「お客さまの情報の利用に関する同意事項」にご同意のうえ、ご記入ください。

フリガナ シンシュウコウギョウ 商号(屋号) または 法人名 (ゴム印でもかまいません。その際には2枚目にも押印してください。)	フリガナ シンシュウ カズオ 個人事業主 または 法人代表者のお名前 (自署をお願いします。ゴム印は使用しないでください。)	業 種 (主な取扱品目) 許可番号	金属加工
株式会社 信州工業	信州 一夫 (58 才)	資本金 (法人の方のみ)	1,000 万円
個人事業主または法人代表者の 生年月日 (明・大・ <u>昭</u> ・平 42 年 1 月 1 日) (<u>男</u> ・女)		従業員数	他に 4 人 家族従業員 1 人 役 員 1 人
〒388-8007 TEL (026)-(278)-(2534) フリガナ ナガノシシノイフセタカダ ナガノビル		創業年月	明・大・ <u>昭</u> ・ <u>平</u> ・令 12 年 4 月 (個人で創業された後、法人を設立された方は、個人で創業された年月)
本店所在地 長野市篠ノ井布施高田1234 ビル・マンション名 (長野ビル123 号室)	☒	業 歴	営業年数 25 年 (現在地 22 年)
〒- TEL ()-()-() フリガナ	☐	公庫との お取引の 有 無	1. <u>有</u> 最新のお取引番号 (20-01234) 2. 無
営業所所在地 同上 ビル・マンション名 (号室)	☐	生活衛生 改善貸付の お借入の有無	1. 有 (万円) 2. <u>無</u> 3. 申込中
〒- TEL ()-()-() フリガナ	☐		
個人事業主または 同上 法人代表者の住所 ビル・マンション名 (号室)			

お 申 込 金 額	700 万円	申込人または法人代表者のご家族	続柄	お名前	年齢	ご職業・学年
ご希望の返済期間 (元金据置期間を含みます。)	5 年		妻	フリガナ シンシュウ カズコ 信州 和子	55	(株)信州工業
元金据置 <u>1</u> 希望なし 2 希望あり			子	フリガナ シンシュウ マサル 信州 勝	22	学生
資金のお使いみち ① 商品(材料)仕入資金 ② 買掛(手形)決済資金 ③ 諸経費支払資金 ④ その他(借換え)	運転資金 700 万円 (該当するものに○印をつけてください。) ① 商品(材料)仕入資金 ② 買掛(手形)決済資金 ③ 諸経費支払資金 ④ その他(借換え)			フリガナ フリガナ フリガナ		
設備資金 万円 (具体的にご記入ください。)						

(注) 原則として他の金融機関の借入金のお借替えにはご利用いただけません。

商工会議所・商工会の経営指導を	<u>1</u> 従前から受けている	2. 受けていない
-----------------	--------------------	-----------

長野 商 工 会 議 所 会 頭 殿
商 工 会 会 長

小規模事業者経営改善資金の借入申込をしたいので推薦を依頼します。

ご注意

- ★ この推薦依頼書は、申込人が自身がお持ちください(ご都合の悪い場合は、経営内容のわかるご家族または従業員の方で結構です。)
- ★ この推薦および貸付の手続については、手数料はいりません。
- ★ ご自身で記入できない部分は、経営指導員にご相談ください。
- ★ 法人または青色申告者は、確定決算書をご持参ください。また、法人の場合は、会社の履歴事項全部証明書を添付していただくことがあります(新規申込など)。
- ★ 所得(法人)税・事業税・都道府県民税および市町村民税の領収書または納税証明書等をご持参ください。

商工会議所・商工会記入欄	借入希望日	
商工会議所・商工会名	返済開始希望	年 月 から
支部・支所等名	受付月日	
	受付番号	

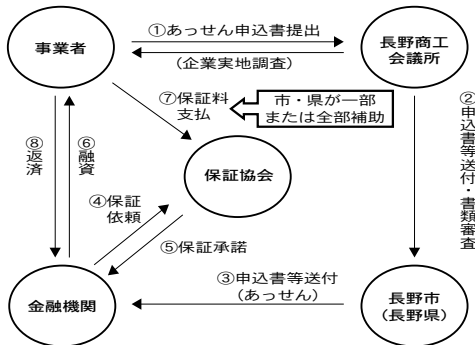
☐ 申込人(法人の場合は法人代表者)本人に次のとおり借入意思を確認しました。	
確認日時等	年 月 日 午前・午後 時 分 面接場所(※備考)

会・特・商・青・法 回目 振興委員 振込・自動払先 銀行 支店

県・市の中小企業融資制度

あっせん資金

金融機関と信用保証協会との協調によって中小企業者に対して行う県・市の融資制度で、金融機関を通じて融資するものです。信用保証協会の保証を付けて行います。



融資対象

1 中小企業者の範囲

中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、第2号、第5号及び第6号に規定する中小企業者であり次のいずれかに該当する者であること。

●第2条第1項第1号に規定する中小企業者

業 種	資本金(出資金)	常時使用する従業員数
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
そ の 他 産 業	3億円以下	300人以下

●第2条第1項第2号に規定する中小企業者

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

●第2条第1項第5号に規定する中小企業者

医業を主たる事業とする法人であり、常時使用する従業員が300人以下。

●第2条第1項第6号に規定する中小企業者（特定非営利活動法人）

業 種	常時使用する従業員数
小 売 業	50人以下
サ ー ビ ス 業	100人以下
卸 売 業	100人以下
そ の 他 産 業	300人以下

2 原則として市内に事務所または事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営む、中小企業者等で、市税・県税について未納がない方。

なお、事業所が市内にあって、法人及び組合は法人登録がされているもので、対象となる制度資金は下記表1のとおり。

3 次に掲げる者については、融資の対象から除外されます。

- 金融機関から取引停止の処分を受けている方
- 信用保証協会の保証を得られない方
- 許可等を要する業種についてこれらを受けないで営業している方
- 公序良俗に反する行為または違法な行為を行っている方
- 経営継続の見込みのない方・経営内容が投機的と認められる方
- 制度融資を不正に利用したことのある方
- 無申告者及び・市税・県税に未納がある方
- 営業と家計が分離していない方
- その他融資することが不適当であると認められる方

4 設備資金のうち次の者については、融資あっせんの対象となりません。

- 貸借対照表の固定資産に計上されないもの
- 不動産取得のうち、投機的・過剰取得的なもの
- 融資申込み時において既に代金の支払いが行われているもの

5 固定資産等に関する融資対象勘定科目は表2のとおり。

表1

住所 法人…登記の住所 個人…住民票及び事業所の住所	運転資金	設 備 資 金	
		市内設置	市外設置(注1)
法人	事業所等市内	○	×
	事業所等市外	×(注2)	○
個人	事業主市内	○	×
	事業主市外	×(注2)	○

※(注1) 市外設置の設備資金の申込先は、設備設置場所の市町村・商工会議所・商工会となります。

※(注2) 県制度では利用できる場合があります。

表2

有 形 固 定 資 産	対 象
無 形 固 定 資 産 (営業権等)	対 象
1) 出資金	対象外 (運転資金も不可)
2) 貸付金	
3) 長期前払費用	
4) 保証金	対 象
5) 敷金	
繰 延 資 産 (権利金等)	対 象

セーフティネット保証

セーフティネット保証は、中小企業信用保険法第2条第5項及び第6項の規定に基づき、取引先企業等の倒産、事業活動の制限、取引金融機関の破綻、自然災害などにより経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、信用保証協会が一般保証枠とは別枠で保証を行う制度です。この制度を利用する場合は、事業所の所在地を管轄する市（町村）長の認定を受ける必要があります。

セーフティネット保証の認定申請は、長野商工会議所等もしくは長野市商工労働課で申請してください。

【経営安定関連保証（中小企業信用保険法第2条第5項）】

※セーフティネット保証を受けることができる主な事由

- ・4号：突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者
- ・5号：（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者
- ・7号：金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により、借入れが減少している中小企業者

■主な認定要件

4号認定

①長野県内において1年以上継続して事業を行っていること

②災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつその後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

5号認定（下記のいずれかに該当するもの）

（イ）指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者

（ロ）指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者

（ハ）指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の月平均売上高営業利益率が前年同期比20%以上減少の中小企業者

平成27年4月1日以降の認定は、日本標準産業分類（第13回 平成25年10月改訂）において分類された業種区分によります。

7号認定（以下の全ての要件を満たすこと）

1. 指定金融機関に対する取引依存度が10%以上であること
2. 指定金融機関からの直近の借入残高が前年同期比で10%以上減少していること
3. 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少していること

※認定要件の詳細については、当会議所中小企業支援センターもしくは市商工労働課にお問い合わせください。

x 資金名		融資対象者	資金使途	貸付金額
中小企業振興資金	一般枠	経営の安定または合理化のために資金を必要とする方	設備	1億円
			運転	5,000万円
	短期継続融資枠	恒常的に必要となる運転資金を継続して調達しようとする方	運転	3,000万円
	経営者保証不要枠	事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を利用する方	設備	設備・運転の合計で 1億6,000万円
			運転	
	しあわせ信州創造枠	上記3枠を利用する方で、次のいずれかの制度の認証または認定等を受けた方 ・「職場いきいきアドバンスカンパニー」認証 ・「消防団協力事業所表示制度」認定 ・「健康経営優良法人認定制度」認定 ・「長野県SDGs推進企業登録制度」の登録 ・「業務改善助成金」の支給決定・「子育てパスポート事業」への協賛、「こどもまんなか応援サポーター」宣言、「ながの子育て応援企業同盟」への加盟		
経営健全化支援資金	創業枠	創業関連保証またはスタートアップ創出促進保証（以下：SSS保証）を利用する方	設備 運転	設備・運転の合計で 3,500万円
	新型コロナ借換向け	経営力強化保証を利用する方であって、セーフティネット保証5号に該当し認定を受けて既往の新型コロナウィルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える方	設備 運転	設備・運転の合計で 1億円
	経営安定対策	①セーフティネット保証5号・7号・8号に該当する方 ②経済の変動等に伴い事業活動に支障を生じている方	設備	経営安定対策と特別経営 安定対策の合計で 設備 6,000万円 運転 8,000万円
			運転	
	特別経営安定対策	①セーフティネット保証1～4号・6号に該当する方 ②連鎖倒産の防止のための資金を必要とする方 ③危機関連保証を利用する方 ④経済の変動等に伴い事業活動に著しい支障を生じている方	設備	設備 6,000万円 運転 8,000万円
			運転	
	防災・災害対策	①事業用建築物の耐震診断・耐震補強、機械等の転倒防止を図ろうとする方 ②旅館業を営む方で、宿泊施設の防火安全対策を講じようとする方 ③石油製品が貯蔵された地下タンクの流出事故防止対策を講じようとする方 ④事業継続計画（BCP）の策定または事業継続計画に基づく対策を講じようとする方	設備	1億5,000万円
			運転	3,000万円
		⑤暴風、洪水、地震その他異常な現象により生ずる災害により被災し、市町村長等のり災証明書等（災害によって被害を受けた事実を証するものとして発行されたもの）を受けた方	設備	6,000万円
			運転	8,000万円
	物価高対策	急激な物価高の影響を受け、最近3カ月の売上高または売上高営業利益率が、前3か年のうち、いずれか同期に比べ5%以上（利益率の場合は5ポイント）減少している方	設備	6,000万円
			運転	8,000万円
信州創生推進資金	創業支援向け	①現在事業を営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有している方 ②創業した日から5年未満である方 ③分社化しようとする会社または分社化により設立された日から5年未満の会社 ④SSS保証を利用する方 ⑤上記①～④のいずれかに該当し、かつ、日本標準産業分類に掲げる「大分類G－情報通信業」のうち、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営む方もしくは営もうとする方	設備	3,500万円
			運転	2,000万円
	事業承継向け	①他者が営む事業の一部を譲り受け、事業継続しようとする方 ②事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて事業承継計画を策定し、既存事業を譲り受けようとする方 ③経営承継円滑化法の規定に基づく認定を受けた方 ④「事業承継」を行おうとする方または「事業承継」を行ってから5年未満で当該事業の拡大を行おうとする方 ⑤事業承継特別保証を利用する方	設備	1億5,000万円
			運転	3,000万円 (借換 8,000万円)
	IT産業向け	日本標準産業分類に掲げる「大分類G－情報通信」のうち、ソフトウェア業、情報処理・サービス業又はインターネット付随サービス業を主業として事業を営み当該事業の発展や拡大を目指す方	設備 運転	1億5,000万円 5,000万円
	省力化投資向け	①中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けて設備導入を行おうとする方 ②先端設備等導入計画に従って先端設備等の導入を行おうとする方 ③AI・IoT・ロボットに関連した研究開発・事業展開を行おうとする方またはAI・IoT・ロボットを用いた設備等を導入し生産性向上を図ろうとする方 ④物流の効率化に資する設備導入または環境整備等により生産性向上を図ろうとする方	設備	1億5,000万円
			運転	3,000万円
	事業展開向け	①新しい技術・製品・サービス等の研究開発・事業展開を行おうとする方 ②事業転換または新分野進出により経営の多角化を図ろうとする方	設備	1億5,000万円
			運転	3,000万円
	地域活性化向け	①商店街の空き店舗に出店しようとする方または出店後1年以内の方 ②県産品を製造し、地場産業の活性化を図ろうとする方 ③観光需要に対応して、地域の活性化を図ろうとする方 ④障害者、高齢者等に配慮した施設整備を行おうとする方 ⑤「からだに優しい食品」（機能性表示食品など）を製造する方	設備	1億5,000万円
			運転	3,000万円
	企業立地向け	①工業団地に工場等の新設または移転等を行おうとする方 ②ICT産業立地助成金の事業認定を受け、事業用施設の新設または移転等を行おうとする方 ③工業団地内の工場等に新たに1千万円以上の設備を導入しようとする方 ④県外から県内に本社機能の移転を行おうとする方	設備 運転	2億8,000万円 5,000万円
			設備 運転②のみ	1億5,000万円 3,000万円
信州創生推進資金	ゼロカーボン・次世代産業向け	①環境エネルギー関連分野、健康・医療関連分野、次世代交通関連分野に対し、これから事業転換または新規参入を図る方、若しくは、事業転換または新規参入後間もない方 ②節電・省エネルギー対策のための設備の設置、改造または修理を行おうとする方 ③上記①のうち試作開発等から資金回収まで相応の期間を要する下記の方 ・航空宇宙産業に係る製品を製造する方 ・医薬品・高度管理医療機器・管理医療機器を製造する方 ・再生可能エネルギー発電業に取り組む方（太陽光発電を除く）	設備	1億円
			運転	3,000万円
			設備	1億5,000万円
			運転	5,000万円
	小規模企業発展資金	成長・発展のために資金を必要とする小規模企業者の方で、小口零細企業保証を利用する方	設備 運転	設備・運転の合計で 2,000万円
	経営改善サポート資金（通常型）	経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で、事業再生計画実施関連保証を利用する方	設備 運転	設備・運転の合計で 1億5,000万円 ※通常型と再生支援 強化型の合計で2億 8,000万円
	経営改善サポート資金（再生支援強化型）	経営サポート会議による検討や中小企業活性化協議会等の支援を受けつつ策定された事業再生計画の実施をする方で、事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を利用する方	設備 運転	

貸付利率	貸付期間(内据置)	備考	連帯保証人・担保・信用保証料	申込先	取扱金融機関
年2.2% (貸付期間が1年以内は年1.9%)	10年以内 建物等20年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 借換に限り10年以内 (据置期間6カ月以内) ※借換は据置期間1年以内		返済期日に正常運転資金の範囲内で借換申込が可能 担保・保証人不要 (一定の要件が必要) 既存県制度融資の借換が可能 ※借換後の貸付期間は1年以上となる。短期資金への借換は短期継続融資枠を利用 各認定等を取得している企業は、貸付利率を引下げ SSS保証利用時、据置3年の場合有	金融機関	
年1.9%	1年以内				
2.2% 1年以内1.9%	10年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 (借換10年) (据置期間6カ月以内) ※借換は据置期間1年以内				
上記資金(枠)の利率から▲0.2%					
年1.1%	10年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)				
年1.6%	10年以内 (据置期間1年以内)				
年2.0%	10年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 (据置期間1年以内) 借換に限り10年以内(据置期間2年以内)				
年1.7% (③は年1.4%)	10年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 (据置期間1年以内) 借換に限り10年以内(据置期間2年以内)				
年2.0%	10年以内 建物等15年以内 (据置期間2年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)				
年1.1%	10年以内 建物等15年以内 (据置期間2年以内) 7年以内 (据置期間2年以内)				
年1.2%	10年以内 (据置期間2年以内) 7年以内 (据置期間2年以内)	借換での利用は不可	連帯保証人について 個人事業主：原則不要 法人：原則として代表者が保証人となる 但し、次のような場合は連帯保証人を徴求することがあります。 ①実質的な経営権をもっている者、営業許可名義人、申込人（法人の場合はその代表者）と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合 ②本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合 ③財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合 担保について 金融機関及び信用保証協会が必要とする場合に徴する 信用保証料について 県・市で補助する 但し、「中小企業振興資金」は全額自己負担となります。	長野商工会議所	信用組合 信用金庫 商工中金 銀行 信連 農協 の県内各本支店 農協は保証協会と契約がある一部で利用できる
年1.1%	10年以内 建物等15年以内 (⑤は10年以内) (据置期間1年以内) 7年以内 (据置期間1年以内) 借換に限り10年以内				
年1.1%	10年以内 建物等15年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)				
年1.1%	10年以内 建物等15年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)				
年1.2%	10年以内 建物等15年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)				
年1.8% (②のうち別に定める方または⑤の方は年1.5%)	10年以内 建物等15年以内 (据置期間1年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)	融資対象者②のうち長野県伝統的工芸品を製造する方または⑤の方は1.5%			
年1.5% (②は年1.1%)	15年以内 (据置期間3年以内) 7年以内 (据置期間1年以内) 10年以内 建物等15年以内 (据置期間2年以内) 7年以内 (据置期間1年以内)				
年1.4% (ゼロカーボンに限り1.1%)	10年以内 建物等15年以内 (据置期間2年以内) 7年以内 (据置期間1年以内) 15年以内 建物等18年以内 (据置期間5年以内) 12年以内 (据置期間5年以内)	※融資対象者のうち、再生可能エネルギー産業(太陽光除く)に取り組む方、航空宇宙産業及び次世代自動車関連産業に係る製品を製造する方は進出後5年以降でも利用可能			
年2.0%	10年以内 (据置期間1年以内) 7年以内(据置期間6カ月以内) ※借換は据置期間1年以内				
年1.6%	15年以内 (据置期間1年以内) 15年以内 (据置期間3年以内)				

資金名	融資対象者		資金使途	貸付金額
一般事業資金	中小企業者等	工場の新增改築および機械器具取得等のための資金を必要とする方 ※令和7年度に限り、長野市が保証料を全額負担	設備	1億円
		経営安定のための長期の運転資金を必要とする方	運転	3,000万円
特別小口資金	小規模企業者 既存の信用保証協会の保証付融資残高総額で8,000万円以内の方		設備	2,000万円
			運転	
小口零細企業保証資金	小規模企業者 既存の信用保証協会の保証付融資残高総額で2,000万円以内の方		設備	2,000万円
			運転	
経営安定特別資金	経営の安定に支障が生じている方	(1) 経営安定対策 (ア) セーフティネット保証1～3、5～8号認定者 (イ) 市長特認事項の該当者 (ウ) 危機関連保証認定者 (エ) 取引先企業の倒産により資金を必要とする方	運転	5,000万円
		(2) 災害関連対策 (ア) セーフティネット保証4号認定者 (イ) 罹災証明書の交付を受け、災害に起因して売上高が減少している方		
緊急借換え資金	借換を行った借入金（経営安定特別資金または令和3～5年度の新型コロナウイルス感染症（等）対策経営安定特別資金に限る）を再度借換えする方 (ア) セーフティネット1～8号認定者 (イ) 危機関連保証認定者 (ウ) 市長特認事項の該当者		運転	5,000万円 (既存借入残高が上限)
経営基盤強化資金	産業構造の変革に対応するため、業務のデジタル化・DX化に対応する方、先端設備等導入計画に従って設備を導入し業務の合理化等を図る方、温室効果ガス排出量削減対策等を講じる方等 ※令和7年度に限り、長野市が保証料を全額負担		設備	設備 8,000万円 運転 2,000万円 (併用は8,000万円)
			運転	
創業支援資金	(1) 事業を営んでいない個人で、新たな事業を開始する具体的な計画がある方 (2) 事業を営んでいない個人による開業であって、開業の日（会社の場合は設立の日）から5年未満である方 (3) 分社化する具体的な計画がある会社または分社化により設立された会社であって、設立の日から5年未満である方 (4) その他、個人事業を開始または会社等を設立してから5年未満である方（法人成りを含む） (5) スタートアップ創出促進保証を利用する方		設備	設備 3,500万円 運転 2,000万円 ※創業関連保証・スタートアップ創出促進保証の対象となる場合の保証限度額は、3,500万円となります。
			運転	
災害対策資金	災害等により被災した中小企業者等で市町村長の証明を受けた方（罹災証明書の交付申請を行った方を含む）		設備	3,000万円
			運転	3,000万円
研究開発資金	ものづくりに係る研究開発の成果を事業化・製品化する方 ものづくりに係る新技術・新製品の研究開発を行う方 研究開発に係る補助金等の交付決定を受けた事業を行う方		設備	設備 8,000万円 運転 2,000万円 (併用は8,000万円)
			運転	
市内進出支援資金	市外において1年以上の事業実績があり、市内に初めて事業所等を設ける方 ※本資金利用の場合、長野市が保証料を全額負担		設備	設備 1億円
			運転	運転 5,000万円

貸付利率	貸付期間（内据置）	連帯保証人・担保・信用保証料	申込先	取扱金融機関
年2.0%	10年以内（据置期間1年以内） （但し、土地または建物を購入するときは15年）	<u>連帯保証人について</u> 個人事業主：原則不要 法人：原則不要 但し、次のような場合は連帯保証人を徴求することがあります。 ・申込者が法人又は中小企業団体等にあつて、その経営責任のある地位の役員（代表権のあるものをいう。以下同じ。）を連帯保証人とする場合 ・申込者と経営上密接な関係にある法人による法人保証がある場合 ・実質的な経営権を有している者や営業許可名義人又は申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者を連帯保証人とする場合 ・本人又は代表者に健康上の理由があり、事業承継予定者を連帯保証人とする場合 ・財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であつて、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があつた場合 <u>担保について</u> 金融機関又は信用保証協会が必要とする場合に徴する 但し、特別小口資金、経営安定特別資金について、保証協会等の保証残高が8,000万円を超えない方は、2,000万円まで無担保保証による貸付が受けられる場合があります。 <u>信用保証料について</u> 市から一部または全額補給	長野商工会議所	八十二銀行 県内本支店 長野信用金庫 県内本支店 長野県信用組合 県内本支店 長野銀行 県内本支店 三井住友銀行 長野支店 北陸銀行 長野支店 商工組合中央金庫 長野支店 （順不同）
年2.0%	7年以内（据置期間1年以内）			
年1.6%	7年以内（据置期間1年以内）			
年1.6%	9年以内（据置期間1年以内）			
年1.9%	7年以内（据置期間1年以内） 但し、借換に限り10年以内 【借換取扱期間 令和7年度末まで】			
年1.6%	7年以内（据置期間2年以内） 但し、借換に限り10年以内 【借換取扱期間 令和7年度末まで】			
年1.9%	10年以内（据置期間1年以内） 【借換取扱期間 令和7年度末まで】			
年1.5%	12年以内（据置期間1年以内）			
	7年以内（据置期間1年以内）			
年1.0% ただし、認定特定創業支援等事業による支援を受けた方は、年0.9%	10年以内（据置期間1年以内）			
	7年以内（据置期間1年以内）			
年0.8%	10年以内（据置期間1年以内）			
	7年以内（据置期間1年以内）			
年1.5%	12年以内（据置期間1年以内）			
	7年以内（据置期間1年以内）			
年1.4%	15年以内（据置期間1年以内）			
	7年以内（据置期間1年以内）			

市 融資あつ旋申込書

様式第1号(第4条関係)

長野市ホームページからダウンロードできます

長野市中小企業振興資金融資あつ旋申込書

令和 7 年 4 月 1 日

(申込先) 長野市長

申込金額の訂正はできませんのでご注意ください

申込資金名 経営安定特別資金(経営安定対策) 金利 1.90 %

申込金額 3,000 万円

借入希望日 令和 7 年 4 月 30 日

金融機関名 ○○銀行 支店名 ○○支店

借入期間 ○ カ月据置 120 回 月賦返済 (計 120 カ月)

資金使途 運転

信用保証等

連帯保証人

(記入上の留意事項)

(この欄は、記入しないでください。)

御中 長野市長

長野市中小企業振興資金融資あつ旋規程により、この資金をあつ旋します。

個人情報の提供に関する同意書

個人情報の提供に関する同意書(制度資金事前相談用)

年 月 日

長野商工会議所 御中

住所 氏名

長野県信用保証協会の保証を利用するにあたり、貴機関並びに金融機関が保有する以下に掲げる私に関する個人情報を、保証利用状況の確認または保証利用可能性の確認のため、長野県信用保証協会に対して提供することについて同意します。

① 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
② 取扱商品、サービス内容、取引先等、経営内容に関する情報
③ 決算・税務申告に関する情報
④ 預金残高情報(過去のものを含む)・資産に関する情報
⑤ 融資残高・返済状況等、与信取引状況に関する情報(過去のものを含む)

また、長野県信用保証協会が保有する以下に掲げる私に関する個人情報が、保証利用状況の確認または保証利用可能性の確認のため、貴機関並びに金融機関に対して提供されること、ならびに以下の⑥および⑦に掲げる個人情報が長野県信用保証協会と長野県信用保証協会以外の信用保証協会との間で授受されることについて同意いたします。

⑥ 氏名・住所・連絡先等、属性に関する情報
⑦ 保証利用残高・返済状況等、保証利用状況に関する情報(過去のものを含む)
⑧ 保証利用可能額
⑨ 保証利率

制度資金等を利用するにあたり、申込に係る関係書類作成及び融資の可否の可能性確認のため、以下に掲げる私の個人情報が、地方公共団体、貴機関、金融機関、長野県信用保証協会との間で相互に授受されることについて同意します。

上記①から⑨に掲げる情報

※「市税に滞納がないこと」の証明書の交付請求書(納税証明書の間違いが多いため、お手続の際にご注意ください)
(出典元: <https://www.city.nagano.nagano.jp/n063000/contents/p000358.html>)

市民税・県民税課税内容証明、納税証明書交付請求書

年 月 日

① 窓口に来た人(請求者) 現住所 氏名 フリガナ 生年月日 西暦・大・昭・平・令 電話番号 ()

② どのようなものが必要ですか(証明を受ける人)

③ 何が必要ですか

市民税・県民税課税内容証明書(所得額や課税額がわかる証明書(非課税を含む))

④ 何が必要ですか

納税証明書(納税額や滞納がないことがわかる証明書)

⑤ 使用目的(提出先) ※選択し番号を記入してください

1 扶養認定 4 医療費 7 就学支援金 10 公営住宅 13 軽自動車継続検査(車検) 16 酒類販売等免許申請
2 保育(幼稚)園 5 年金 8 資金借入 11 出入国在留管理庁 14 入札参加(長野市) 17 公益法人等事業報告書等
3 児童手当 6 奨学金 9 制度資金借入 12 保証人 15 入札参加(長野市以外) 18 その他(提出先等) ()

備考

整理番号:

市 国 経 法 事
関 連 特 記 共 有

【本人確認欄】
運・個・在・旅・障・性
国・後・健・介
診・キヤ・他・聴
□有効期限確認
交付

委任状あり 申出書添付

県・市制度資金融資のあつ旋申込書類一覧表

No.	提出書類		提出部数		
			県	市	
1	融資あっ旋申込書 ※県・市ホームページからダウンロードできる書式をご利用ください ※県制度を申し込む場合は、チェックリスト		4	3	
			3		
2	信用保証委託申込書の写（表面・裏面）		4	3	
	※保証人をつけない場合は、「金融機関との連携により経営者保証を不要とする取扱い確認書」 または「事業者選択型経営者保証非提供制度要件確認書兼誓約書」の写		3	2	
3	事業所周辺の地図		4	3	
4	商業登記簿謄本の写 ※法人で初回申込の場合または変更があった場合には都度提出が必要となります		各 3	各 2	
5	定款の写 ※法人で初回申込の場合または変更があった場合はその都度提出が必要となります				
6	2 期分の決算書 2 期前の決算書等は 1 部だけ提出して頂ければ結構です ※決算後 6 か月を経過している場合は試算表添付 ※必要に応じて確定申告書、科目明細等の提出をして頂きます		3	2	
7	許認可の写（食品営業許可書や建設業の許可等の、許可、認可、届出等） ・許認可を受けているものが何種類かある場合は、すべて提出してください （申込人自身の名義で取得していること） ・一定の理由により提出ができない場合は、念書が必要となります		各 4	各 3	
8	検査済証（建物未完成の場合は建築確認通知）の写		4	3	
9	見積書の写	※見積書は申込者あて（個人事業主の場合はフルネーム） のもので見積業者の押印があるもの、有効期限内のものを提出してください ※工事契約書、売買契約書を提出して頂く場合、下記の事項について漏れのないようご注意ください ①契約日②契約金額③購入日または着工日 ④設置完了日または完成予定日⑤支払日及び支払方法	各 4	各 3	
10	工事契約書の写				
11	賃貸借契約書				
12	家主の同意書				
13	売買契約書の写				
14	不動産の登記簿謄本（土地・建物を取得する場合）				
15	平面図、その他設備に必要な書類（設備資金の場合）		4	3	
16	カタログ等で形式がわかるもの（設備資金の場合）		4	3	
17	納税証明書（原本） ・県制度「県税に未納が無いこと」の証明書（長野合同庁舎1階） ・市制度「市税に滞納が無いこと」の証明書（市役所・各支所）※P11参照	法人	①法 人 県税（県制度のみ） ②法 人 市税 ③代表者 市税（市制度のみ）	各 1	各 1
		個人	④事業主 市税 ⑤事業主 県税（県制度のみ）	各 1	各 1
	※課税されていない場合は、課税内容証明書が必要となります		1	1	
18	市経営安定特別資金に係る調書（様式 1）及び内容を証明できる書類（市経営安定特別資金・緊急借換え資金）			2	
19	借換を希望する場合、返済表の写		1	2	
20	セーフティネット認定申請書（様式 4、5 号）、売上減少が証明できる書類		1	1	
21	罹災証明書（原本）		2	2	
22	創業計画書（新規開業予定者）		4	3	
	事業を営んでいない個人の方は、源泉徴収票、雇用証明書、退職証明書の写等のいずれか		2	2	
	開業届の写		4	3	
	収支等計画書（開業 1 年未満の者）		4	3	
23	経営向上計画書、調書及び内容を証明できる書類（県経営健全化支援資金・経営安定対策、特別経営安定対策、物価高対策）		4		
24	事業計画書・中小企業等経営強化法による事業計画認定書の写等（県信州創生推進資金・市経営基盤強化資金・研究開発資金等）		4	3	
25	住民票抄本または個人（代表者／事業主）の印鑑証明書（写 1）（長野県信用保証協会付及び制度資金を新規で利用される方） ※前回の申込から、内容の変更があった場合は、提出が必要となります		1	1	
26	工事受注明細一覧（許認可を受けていない建設関連業者）		2	2	
27	個人情報提供に関する同意書 個人事業者・代表者		1	1	
28	設備完了届 設備完了後、10日以内に完了届及び領収書の写し、設備の写真等の提出が必要となります（尚、購入物によっては追加で資料の提出が必要になります） ※次回申込のためにも、かならず設備完了届はご提出ください		1	1	

※ 金融機関で必要となる書類 ①印鑑証明書(会社、代表者、保証人)各2部 ②信用保証委託契約書、金銭消費貸借契約書

※ 網掛け部分の書類はどの資金でも必ずご提出いただきます。

※ 利用する資金により、追加で書類を提出していただく場合があります。

日本政策金融公庫融資制度

令和7年5月1日現在

資金名		融資対象者	資金使途	融資限度額	貸付利率	貸付期間	返済方法	担保保証人	申込先	備考
日本政策金融公庫	小規模事業者経営改善貸付（マル経）	小規模企業者	設備資金 運転資金	2,000万円	年2.00%	10年以内	月賦償還 （据置期間2年以内）	無担保 無保証人	長野商工会議所	
	一般貸付	中小企業者 （詳細については本文4頁） ①中小企業の範囲を参照）	設備資金 運転資金 特定設備資金	4,800万円 7,200万円		10年以内 7年以内 20年以内	月賦償還 （据置期間2年以内） （運転1年以内）			
	セーフティネット貸付	①経営環境変化対応資金 ②取引企業倒産対応資金	設備資金 運転資金 運転資金	4,800万円 別枠3,000万円	※ご相談ください （担保やお使いの利率に応じて所定の利率が適用されます）	8年以内 設備資金15年以内 8年以内	月賦償還 （据置期間3年以内） 月賦償還 （据置期間3年以内）	お客様の希望を伺いながらご相談させていただきます	日本政策金融公庫長野支店 国民生活事業	
	特別貸付（別枠）	①企業活力強化貸付 ②環境エネルギー対策貸付 ③新企業育成貸付 これ以外の特別貸付については、公庫あて直接お尋ね下さい。	設備資金 運転資金	設備7,200万円 （うち運転4,800万円）		20年以内 7年以内	月賦償還 （据置期間2年以内）			
中小企業事業	生活衛生貸付	生活衛生関係の事業を営む方 （飲食店、喫茶店、食肉・食鳥肉販売、氷雪販売、理容、美容、興行場、旅館浴場、クリーニング等）	設備資金 振興事業貸付 運転資金	一般貸付7,200万円～4億8千万円 振興事業貸付1億5千万円～7億2千万円 5,700万円	※ご相談ください （担保やお使いの利率に応じて所定の利率が適用されます）	一般貸付13年以内 一般公衆浴場業は30年以内 振興貸付20年以内 運転7年以内	月賦償還 （据置期間2年以内） 月賦償還 （据置期間2年以内） 月賦償還 （据置期間2年以内）	同上 同上	同上	業種によって貸付限度額が異なります。
	生活衛生改善貸付	生活衛生関係の事業を営む小規模事業者で、生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた方	設備資金 運転資金	2,000万円	年2.00%	10年以内	月賦償還 （据置期間2年以内）	無担保 無保証人	各生活衛生同業組合	
	セーフティネット貸付	①経営環境変化対応資金 ②金融環境変化対応資金 ③取引企業倒産対応資金	設備資金 運転資金 設備資金 運転資金 運転資金 運転資金	7億2千万円 3億円 1億5千万円	ご相談ください （信用リスク融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。）	8年以内 設備資金15年以内 8年以内	措置後、原則として元金均等割賦返済 （据置期間3年以内）	担保設定の有無、担保の種類等についてはご相談ください （担保のうえは決めさせていただきます。保証人については、一定の要件に該当する場合に必要は、経営責任者の方の個人保証となります。）	日本政策金融公庫松本支店 中小企業事業	
	このほかにも新事業育成資金、企業活力強化資金などの特別貸付制度がございます。詳細は日本政策金融公庫松本支店中小企業事業にお問い合わせください。代理店となっている県内金融機関を窓口とする代理貸付でご利用いただける制度もございます。									



■本所

〒380-0904 長野市七瀬中町276
E-mail ncci@nagano-cci.or.jp

TEL 026-227-2428
FAX 026-227-2758

■篠ノ井支所

〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田895-1
E-mail shinonoi@nagano-cci.or.jp

TEL 026-292-0808
FAX 026-293-9635

■松代支所

〒381-1231 長野市松代町松代1361
E-mail matsushiro@nagano-cci.or.jp

TEL 026-278-2534
FAX 026-278-2554

U R L <https://www.nagano-cci.or.jp>